

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（案） 参照条文

関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（申告の特例）

第七條之二（省 略）

2} 4（省 略）

5 関稅定率法第十條第一項（変質又は損傷の場合の減稅）の規定その他政令で定める規定は、特例申告に係る指定貨物については、適用しない。

6 及び 7（省 略）

（帳簿の備付け等）

第七條の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告に係る指定貨物の品名、数量及び價格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該指定貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第七條の十一第二項（承認の失効）及び第七條の十二第一項第三号（承認の取消し）において「帳簿書類」という。）を保存しなければならぬ。

2（省 略）

（関稅の徴収）

第十一條 関稅が納期限までに完納されない場合（当該関稅につき担保の提供がある場合を除く。）及び国税通則法第三十八條第一項各号（繰上請求）に掲げる場合に該当し、納付すべき稅額の確定した関稅がその納期限までに完納されないと認められる場合又は特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関稅（納付すべき稅額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該関稅の徴収を確保することができないと認められるものがある場合における当該関稅の徴収については、国税徴収の例による。

（税関長の権限の委任）

第七條 税関長は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（関稅定率法等の一部を改正する法律第一條による改正後）（抄）

(便益関税)

第五条 関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。以下この条、次条第一項及び第二項並びに第九条第四項において同じ。)の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を超えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)

第二十條の二 別表において特定の用途に供するものであることを要件とする税率が定められている貨物のうち政令で定めるものについて、当該特定の用途に供することを要件とする税率(当該税率が当該貨物に係るその用途に供することを要件としない税率より低い場合に限る。以下「軽減税率」という。)の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2及び3 (省 略)

(輸入禁制品)

第二十一條 (省 略)

2及び3 (省 略)

4 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第二十一條の五までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項(差止請求権)の規定により停止又は予防を請求することができる者)をいう。以下同じ。)をいう。以下この条において同じ。)及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

5 (省 略)

(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)

第二十一條の二の二 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権(知的

財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項（定義）に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）に關し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害關係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

（意見を聴くことの求め等）

第二十一条の四 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。）又は輸入者（当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、第二十一条第四項の規定による通知を受けた日（以下この項及び第二十一条の五第二項において「通知日」という。）から起算して十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日（以下この項において「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）を經過する日（第二十一条の五第一項及び第二項において「十日経過日」という。）までの期間（その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を經過する日（第二十一条の五第一項において「二十日経過日」という。）までの期間）内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等（特許法（昭和三十四年法律第二十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠等の範囲）に規定する範囲をいう。第九項及び第二十一条の四の三において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第二十一条第九号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 8 （省 略）

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第二十一条第四項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

(認定手続における専門委員への意見の求め)

第二十一条の四の三 税関長は、第二十一条第一項第九号に掲げる貨物(育成者権を侵害する貨物を除く。)に該当するか否かについての認定手続において、同条第四項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に關し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害關係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範圍等については、この限りでない。

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(抄)

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成二十年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範圍内において、その関税を軽減することができる。

一 関税率法別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものと並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの(これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

二 関税率法別表第五七類及び第六一類から第六三類までに該当する製品(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

三 関税率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

四 関税率法別表第九四〇一・九〇号の一に該当する製品のうち自動車に使用する種類のもの(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

2 次条第一項又は第三項の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。

(特恵関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)であつて、関税について特別の便宜を受けることを希望するものうち、当該便宜を与えることが適當であるものとして政令で定めるもの(以下「特恵受益国等」という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一(三) (省略)

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競争する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便宜を与えることが適當でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便宜を与えないことができる。

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税(第一項の規定により課される関税をいう。)について特別の便宜を与えることが適當であるものとして政令で定める国(次条から第八条の五までにおいて「特別特恵受益国」という。)を原産地とする第一項第一号及び第二号に掲げる物品(これらの号に定める税率が無税とされているものを除く。)(並びに別表第五に掲げる物品(関税率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。))で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第一項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 (省略)

(鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止の特例等)

第八条の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において、特恵受益国等を原産地とする特定鉱工業産品等のうち第八条の二第一項の規定の適用を受けることができるもの(以下この条において「特定特恵鉱工業産品等」という。)(について、その輸入額又は輸入数量(以下この条において「輸入額等」という。)(が、あらかじめ財務大臣が告示する額又は数量(以下この条において「限度額等」という。))を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特恵鉱工業産品等及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告(同項の規定の適用を受けることができるものとされていた期間中に関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くこ

との承認) (同法第六十二条において準用する場合を含む。) 又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第八条の七第四項において「蔵入れ申請等」という。)がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知を含む。) 又は蔵入れ申請等がされるものについては、第八条の二第一項の規定は、適用しない。一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の各年度における輸入額等が、当該特定特恵鉱工業産品等に係る限度額等の五分の一を超えることとなつたときも、当該特恵受益国等を原産地とする当該特定特恵鉱工業産品等について、また同様とする。

2 (省 略)

3 第一項の輸入額等は、関税法第百二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、別表第三の各項ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

4 (省 略)

(暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

第八条の五 (省 略)

2 関稅定率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

(メキシコ協定に基づく関税割当制度等)

第八条の六 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品(次項及び次条に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているもの(次条に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、メキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

3 (省 略)

4 平成二十三年度までの各年度において、メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品

及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告（当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項（郵便物を受け取つた旨の通知）の規定による通知を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第二百一条第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、メキシコ協定附属書一の日本国の表において同一の注釈番号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

（メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度）

第八条の七 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が市場の開拓及び販売の促進を目的として発給する証明書に基づき輸入国が市場の開拓及び販売の促進を目的として割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮並びにメキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成十九年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 （省 略）

（軽減税率等の適用手続）

第八条の九 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 （省 略）

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

（国税の徴収の所轄庁）

第四十三条 国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行う。ただし、保税地域からの引取りに係る消費税等その他税関長が課する消費税等については、当該消費税等の納税地を所轄する税関長が行う。

2 4 （省 略）

